

平成14年税制改正の大綱（概要）

連結納税制度の創設

基本的な考え方

企業グループ内の、個々の法人の所得と欠損金を**通算**して、法人税を課税する仕組み

適用法人

内国法人である**親会社**と、内国法人であるその**100%子会社**

適用方法

- ・適用は**選択性**
- ・国税庁長官の承認が必要
- ・一旦選択した場合には、**継続適用**

連結所得金額及び税額の計算

- ・連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加え、連結グループを一体として計算
- ・連結税額は、連結グループ内の各法人の個別所得金額等を基礎にして、各法人に配分

租税回避行為の防止

多様な租税回避行為に対応するため、包括的な租税回避行為防止規定等を設置

適用関係

平成15年3月31日終了事業年度から適用

その他

連結納税制度を選択した法人に対し、**連結付加税（2%）**を上乗せして課税

中小企業支援

同族会社の留保金課税の軽減

中小法人に係る留保金課税の税額について、その**5%相当額を減額**

交際費課税の軽減

資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を、現行の300万円から400万円に引き上げ

事業承継に関する課税軽減

個人が相続等により取得した、一定の**取引相場のない株式等**につき、相続税の課税価格を10%減額

金融・証券関連税制

少額貯蓄非課税制度（マル優）の改組

- ・老人等の少額貯蓄非課税制度を、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組
- ・障害者等・・・障害者、母子、寡婦
- ・高齢者に対する少額貯蓄非課税制度は、平成15年1月以降、段階的に廃止

特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算等

- ・特定口座内の上場株式等の譲渡所得について、特例措置により、簡便な申告が導入
- ・特定口座内の上場株式等の譲渡所得について、選択により、源泉徴収の上、申告不用とすることが可能

新株予約権制度の施行に伴うストック・オプション税制の拡充

- ・適用対象者の範囲を、子会社の取締役、使用人にまで拡充
- ・新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間限度額を1,200万円（現行1,000万円）に引き上げ

社会経済情勢の変化への対応

土地住宅税制

- ・一定の中高層耐火建築物及びその敷地を一体として取得した場合、移転登記に対する登録免許税を軽減
- ・住宅ローン減税の適用対象に、地震に対する安全基準に適合する一定の修繕、模様替えを追加

環境・福祉への配慮

- ・再商品化設備等の特別償却制度の対象拡充、及び期限延長
- ・山林事業者の山林相続に対する課税軽減
- ・自動車リサイクル法等の制定に伴い、一定の条件下での、廃棄自動車に係る自動車重量税の還付措置

その他

沖縄の経済振興等を目的とする、金融業務特別地区等の創設

2005年日本国際博覧会出展準備金制度の創設

酒税に関する、ビール、発泡酒、清酒、ワインの間の税率格差の是正を、来年度税制改正で実施予定